

情報機器作業従事教職員健康診断実施要領

1 趣 旨

この要領は、情報機器作業に従事する教職員の健康を確保し、業務に起因する疾病を予防するため、その健康診断についての必要な事項を定めるものである。

2 対象教職員

情報機器作業に従事する教職員のうち希望する者

3 検診日時及び場所

次の期間で、総務室長の指定する日時及び場所とする。

(1) 従事前検診

新たに情報機器作業に従事する前の時期

(2) 経過観察検診

従事前検診を受診し、情報機器作業に従事した後、6箇月を経過した時期

(3) 定期検診

令和6年6月～令和6年9月

(4) 一般定期健康診断時検診

令和6年6月～令和6年9月

4 検診機関

総務室長の指定する医療機関

5 検診項目

(1) 一次検診

ア 従事前検診

- ① 問診（業務歴、既往歴、自覚症状）
- ② 眼科学的検査（遠見・近見視力、屈折、眼位、調整機能）
- ③ 筋骨格系に関する検査（上肢の運動機能、圧縮点等）

イ 経過観察検診及び定期検診

- ① 問診（業務歴、既往歴、自覚症状）
- ② 眼科学的検査（遠見・近見視力、屈折、眼位、調整機能）
- ③ 筋骨格系に関する検査（上肢の運動機能、圧縮点等）

ウ 一般定期健康診断時検診

- ① 問診（業務歴、既往歴、自覚症状）
- ② 眼科学的検査（遠見・近見視力、屈折、眼位、調整機能）
- ③ 筋骨格系に関する検査（上肢の運動機能、圧縮点等）

(2) 二次検診（一次検診の結果、医師が必要と認める場合）

医師が必要と認める検査

6 名簿の提出

所属長は、別に指定される期日までに、対象者名簿を各大学事務局総務課長及び北部総務課長（以下「総務課長等」という。）に提出するものとする。

7 受診の方法

受診者は、「情報機器作業従事教職員健康診断個人票」により、受診するものとする。

8 結果の通知

総務課長等は、検診機関から京都府公立大学法人教職員健康審査会の判定を受けた後の検診結果の報告を得たときは、速やかに所属長に通知するものとする。

所属長は受診者に結果を通知するものとする。

9 受診の際のサービスの取扱い

出張